

船舶事故等調査報告書

平成25年5月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第152号
事故等種類	衝突（句碑）
発生日時	平成24年7月30日（月） 13時30分ごろ
発生場所	滋賀県琵琶湖南部の滋賀県大津市本堅田沖 大津市所在の今堅田四等三角点から真方位195° 1,260m付近 （概位 北緯35° 06.6′ 東経135° 55.3′）
事故等調査の経過	平成24年10月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ ウルトラ250X、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	253-31991滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許なし
死傷者等	軽傷 1人（操縦者）
損傷	本船 船首部及び船底部に擦過傷 句碑 破損
事故等の経過	本船は、操縦者が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、琵琶湖南部の本堅田沖を遊走中、平成24年7月30日13時30分ごろ水面上に出ている句碑に衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好
分析	
乗組員等の関与	不明
船体・機関等の関与	不明
気象・海象の関与	不明
判明した事項の解析	本船は、琵琶湖南部の本堅田沖を遊走中、句碑に衝突したものと考えられるが、操縦者から情報を得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、琵琶湖南部の本堅田沖を遊走中、句碑に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・水上オートバイを操縦する場合は、無免許で操縦しないこと。